

社会福祉法人長尾福社会 役員報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人長尾福社会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。
- 3 常勤理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席し、職員としての給与等が支払われない場合において、別記1「非常勤理事・非常勤監事の報酬」に準じて報酬等を支給する。

(退職慰労金の支給)

第4条 この法人は常勤役員が退職する場合は、別表2の退職慰労金計算基礎額と別表3の退職慰労金支給乗率表に基づいた退職慰労金を支給する。職員としての立場を有する者に対しては、退職金給付規程とこの退職慰労金をどちらか上回る一方を支給する。

(報酬等の額の決定)

第5条 この法人の全理事の報酬総額は、年間1,000万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間100万円以内とする。
- 3 この法人の常勤理事・監事の報酬月額、別表1「常勤理事・常勤監事俸給表」に定めるとおりとする。
- 4 各々の常勤理事・監事の報酬月額は、別表「常勤理事・常勤監事俸給表」のうちから、評議員会の決議によって定めるものとする。

- 5 非常勤理事・非常勤監事に対する報酬は、別記1「非常勤理事・非常勤監事の報酬」に定める額とする。
- 6 各々の監事の報酬月額は、別表「常勤理事俸給表」及び別記1「非常勤理事の報酬」を勘案して、評議員会において定めるものとする。
- 7 個々の評議員の報酬は、別記2「評議員の報酬」に定める額とする。

(費用弁償の支給)

- 第6条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。
- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程第15条通勤手当支給基準に準ずる。
 - 3 役員及び評議員には、出張に要する旅費(交通費、宿泊費)を、社会福祉法人長尾福社会旅費規程の施設長の基準に準じて出張費として支給することができる。

(報酬等の支給日)

- 第7条 常勤役員の報酬等は、毎月25日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。
- 2 非常勤役員及び評議員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

- 第8条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。
- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(端数の処理)

- 第9条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。
- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
 - (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

- 第10条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

- 第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補則)

- 第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は平成 29 年 6 月 19 日(評議員会の議決日)から施行する。
- 2 社会福祉法人長尾福社会役員報酬規程(平成 10 年 1 月 10 日)は廃止する。
- 3 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 常勤理事・常勤監事俸給表

号	月額(円)
1	100,000
2	150,000
3	200,000
4	250,000
5	300,000
6	350,000
7	400,000
8	450,000
9	500,000
10	550,000

別表 2

退職慰労金計算基礎額

退職前 6 か月間の平均本俸月額	計算基礎額	退職前 6 か月間の平均本俸月額	計算基礎額
160,000 ~ 174,999	160,000	265,000~279,999	265,000
175,000 ~ 189,999	175,000	280,000~299,999	280,000
190,000 ~ 204,999	190,000	300,000~319,999	300,000
205,000 ~ 219,999	205,000	320,000~339,999	320,000
220,000 ~ 234,999	220,000	340,000~359,999	340,000
235,000 ~ 249,999	235,000	360,000~	360,000
250,000 ~ 264,999	250,000		

別表 3

退職慰労金支給乗率表

在任期間(年)	乗率	在任期間(年)	乗率	在任期間(年)	乗率
1	0.5220	18	15.8949	35	41.3250
2	1.0440	19	17.1477	36	42.3690

3	1.5660	20	20.4450	37	43.4130
4	2.0880	21	22.1850	38	44.4570
5	2.6100	22	23.9250	39	45.5010
6	3.1320	23	25.6650	40	46.5450
7	3.6540	24	27.4050	41	47.5890
8	4.1760	25	29.1450	42	48.6330
9	4.6980	26	30.5370	43	49.5900
10	5.2200	27	31.9290	44	49.5900
11	7.7256	28	33.3210	45	49.5900
12	8.4912	29	34.7130	46	49.5900
13	9.2568	30	36.1050	47	49.5900
14	10.0224	31	37.1490	48	49.5900
15	10.7880	32	38.1930	49	49.5900
16	13.3893	33	39.2370	50	49.5900
17	14.6421	34	40.2810	51	49.5900

※本乗率表は、法人職員を退職し、継続して役員になった場合でも、役員在任期間のみの算定とし、職員からの通算はしない。

※共済法による独立行政法人福祉医療機構が運営監理する「社会福祉施設職員等退職手当共済」（2019.2.28 現在）に準ずるため、実際は退職時の乗率表による。

別記1 非常勤理事・非常勤監事の報酬

理事会・評議員会出席の都度 1人一律 10,000円

理事会・評議員会以外の会で、理事長が定めるものの出席の都度 1人一律 5,000円

別記2 評議員の報酬

評議員会出席の都度 1人一律 10,000円

県外評議員の場合は別に交通旅費実費を支給する。